

○調布市福祉サービス利用料及び使用料の額等を定める規則

平成27年3月31日規則第32号

調布市福祉サービス利用料及び使用料の額等を定める規則

調布市福祉サービス利用料及び使用料の額を定める規則（平成12年調布市規則第35号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、福祉サービス（調布市福祉サービス利用料条例（平成12年調布市条例第8号）第2条第1号に掲げる福祉サービスをいう。以下同じ。）の利用に伴い、当該福祉サービスの利用者から領収する利用について必要な事項を定めるものとする。

（利用料等を領収する福祉サービスの額）

第2条 利用料等の額は、次の各号に掲げる分野の別に応じ、当該各号に定めるところによる。

- （1） 児童福祉分野 別表第1に定める額
- （2） 高齢福祉分野 別表第2に定める額
- （3） 障害福祉分野 別表第3に定める額

（雑則）

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市福祉サービス利用料及び使用料の額等を定める規則は平成27年度以後の利用料等について適用し、同年度前の利用料等については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

1 児童福祉サービス利用料及び使用料表

事業名	種類	根拠条例等	単位	金額
子どもショートステイ事業	利用料	①	1日	1,500円
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	利用料	①	ヘルパー 1人 1時間	所得状況に応じた額

産前・産後支援ヘルパー事業	利用料	①	派遣者 1 人 1 時間	1,000円
一時預かり事業	使用料	②	1 日	4 時間以内の利用 1,500円 4 時間を超え, 8 時間以内の利 用 3,000円 8 時間を超える利用 3,300円 (調布市立ひまわり保育 園及び調布市立深大寺保育園に おける利用の場合は, 3,500円)
学童クラブ障害児等送迎事業	利用料	③	1 回	200円

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ① 調布市福祉サービス利用料条例をいう。
- (2) ② 調布市立保育園条例（昭和36年調布市条例第35号）をいう。
- (3) ③ 調布市立学童クラブ条例（平成10年調布市条例第25号）をいう。
- (4) ヘルパー 調布市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱（平成12年調布市要綱第58号）に基づくホームヘルプサービスを行う者をいう。
- (5) 所得状況に応じた額 利用者又はその利用者が属する世帯の生計を主として支える者の所得状況に応じて、次の2 ひとり親ホームヘルプサービス事業に係る利用料算定表により算定した額をいう。
- (6) 派遣者 妊産婦の居宅に派遣する調布市子ども家庭支援センターすこやか条例施行規則（平成12年調布市規則第77号）第2条第1項に規定する家事援助及び育児支援を行う者をいう。

2 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業に係る利用料算定表

階 層	所得基準額		利用料額	
	区分	2人世帯	扶養親族1人当たりの加算額	1時間

			間	
I	3,604,000円以下	左欄の額に扶養親族等1人につき380,000円を加算した額	0円	0円
II	3,604,001～4,339,000円		250円	60円
III	4,339,001～5,694,000円		510円	120円
IV	5,694,001～6,664,000円		770円	180円
V	6,664,001～7,718,000円		1,030円	240円
VI	7,718,001円以上		1,290円	300円

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 所得 地方税法（昭和25年法律第226号）に定める市町村民税（同法に基づく特別区民税を含む。以下「市町村民税」という。）に関する法令の規定による非課税所得以外の所得をいう。

(2) 扶養親族等 所得税法（昭和40年法律第33号）に定める扶養親族及び控除対象配偶者をいう。

(3) 2人世帯 ひとり親家庭の親に扶養親族等が1人ある場合をいう。

2 所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日が属する年度の市町村民税に係る総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の合計額から次の表に定める控除額を控除した金額とする。ただし、生命保険料控除、損害保険料控除及び寄附金控除を除く。

控除の種類	控除額
(1) 地方税法第314条の2第1項第1号の規定による雑損控除があった者	控除相当額
(2) 地方税法第314条の2第1項第2号の規定による医療費控除があった者	控除相当額
(3) 地方税法第314条の2第1項第4号の規定による小規模企業共済等掛金控除があった者	控除相当額
(4) 地方税法第314条の2第1項第6号の規定による障害者控除があった者	1人につき 270,000円

(5) 地方税法第314条の2第1項第6号の規定による特別障害者控除があった者	1人につき 400,000円
(6) 地方税法第314条の2第1項第8号の規定による寡婦（寡夫）控除があった者で(8)に該当しない者	270,000円
(7) 地方税法第314条の2第1項第8号の規定による寡婦控除があった者で同条第3項に規定する寡婦	350,000円
(8) 地方税法第314条の2第1項第9号の規定による勤労学生控除があった者	270,000円
(9) 地方税法第314条の2第1項第10号の2の規定による配偶者特別控除があった者	380,000円以内
(10) 地方税法附則第6条第5号に規定する肉用牛の売却の農業所得等の免税があった者	免税相当額
(11) 社会保険料相当額	一律 80,000円

3 所得状況の確認は、原則として、申請者から提出された所得状況を証する書類又は当該書類を提示のうえ提出されたその写しにより審査し、確認する。

4 所得の額を決定するに際して、次の各号に掲げる事由により著しい支出の増加又は収入の減少があると認められる場合は、当該増減額を勘案するものとする。

(1) 災害等による支出の増加又は収入の減少

(2) 退職、失業等による収入の減少

(3) 世帯員の増加等による支出の増加

5 対象者が生活保護受給者の場合は、前年の所得にかかわらず、階層区分Iとみなす。

6 毎年1月から6月までの間の派遣については、前々年の所得額を所得基準額とする。

7 扶養親族等が所得税法に定める老人扶養親族及び老人控除対象配偶者（以下「老人扶養親族等」という。）である場合は、この表に定める所得基準額に、当該老人扶養親族等1人につき10万円を加算するものとし、扶養親族等が所得税法に定める特定扶養親族である場合は、この表に定める所得基準額に、当該特定扶養親族1人につき25万円を加算するものとする。

8 この表に定める利用者負担額は、1時間当たりの額であり、それぞれの派遣時間数を乗じて積算する。業務時間が午前7時から午前9時まで及び午後5時から午後10時までの間の場

合は、1時間当たりの利用料額に付加分1時間当たりの利用料額を加えて得た額をもって1時間当たりの額とする。

別表第2（第2条関係）

高齢福祉サービス利用料及び使用料表

事業名	種類	根拠条例等	単位	金額	
ふれあい給食事業	利用料	①	1回	370円	
高齢者介護予防事業（高齢者介護予防デイサービス事業）	使用料	④、⑤及び⑥	1回	300円	
高齢者配食サービス事業	利用料	①	1食	500円	
高齢者入浴サービス事業	使用料	⑤	1回	500円	
高齢者生活支援ショートステイ事業	使用料 利用料	⑤ ①	1日	580円	
高齢者軽度生活	生活援助事業	利用料	①	1時間	170円
援助事業	見守り事業	利用料	①	1時間	350円

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ① 調布市福祉サービス利用料条例をいう。
- (2) ④ 調布市総合福祉センター条例（平成6年調布市条例第25号）をいう。
- (3) ⑤ 調布市ちょうふの里条例（平成8年調布市条例第2号）をいう。
- (4) ⑥ 調布市国領高齢者在宅サービスセンター条例（平成9年調布市条例第6号）をいう。
- (5) 所得割 地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割をいう。
- (6) 均等割 地方税法第292条第1項第1号に掲げる均等割をいう。
- (7) 生活保護世帯等 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者の属する世帯をいう。

- 2 この表 高齢者生活支援ショートステイ事業の項において、「使用料」とはちょうふの里（④第2条第2号に掲げる在宅サービスセンターをいう。以下同じ。）において当該事業を利用した場合の使用料を、「利用料」とはちょうふの里以外の施設において当該事業を利用した場合の利用料をいう。

別表第3（第2条関係）

障害福祉サービス利用料及び使用料表

事業名	種類	根拠条 例等	単位	金額
訪問入浴サービス事業	利用料	①	1回	市町村民税所得割課税世帯 400円
				市町村民税均等割のみ課税世帯 120円
				市町村民税非課税世帯 0円
				生活保護世帯等 0円
障害者配食サービス事業	利用料	①	1食	500円
在宅心身障害者（児）委託型緊急一時保護事業（宿泊保護）	利用料	①	1日	市町村民税課税世帯 600円
				市町村民税非課税世帯 0円
				生活保護世帯等 0円
滝乃川学園緊急一時保護事業	利用料	①	1日	市町村民税課税世帯 750円
				市町村民税非課税世帯 0円
				生活保護世帯等

				0円
居宅送迎事業	利用料	⑦	1回	200円
計画相談支援事業	利用料	⑧	1日	⑧に基づき算定した額
障害児相談支援事業	利用料	⑨	1日	⑨に基づき算定した額
保育所等訪問支援事業	利用料	⑨	1日	⑨に基づき算定した額
調布市知的障害者援護施設地域 交流室一般開放事業	使用料	⑩	3時間	500円

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) ① 調布市福祉サービス利用料条例をいう。
 - (2) ⑦ 調布市子ども発達センター条例（平成21年調布市条例第1号）をいう。
 - (3) ⑧ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）をいう。
 - (4) ⑨ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）をいう。
 - (5) ⑩ 調布市行政財産使用料条例（昭和47年調布市条例第19号）をいう。
 - (6) 生活保護世帯等 生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯をいう。
- 2 訪問入浴サービス事業及び在宅心身障害者（児）委託型緊急一時保護事業（宿泊保護）の利用者が18歳以上で、配偶者がある場合は当該利用者及び配偶者を、配偶者がいない場合は当該利用者を、それぞれ当該利用者の世帯の世帯員とみなして当該利用者に係る利用料を算定する。